

埋蔵文化財関連書類の提出要領

提出書類の種類	遺跡の取扱い別提出書類					添付書類
	確認調査	立会調査	慎重工事	提出部数	押印	
埋蔵文化財発掘の届出について	○	○	○	2部	不要	地籍図・周辺地図・計画平面図・断面図
埋蔵文化財発掘調査依頼書	○	×	×	1部	不要	現地の写真(遠景・近景)2部
発掘調査承諾書	○	×	×	1部	要	×
遺跡出土品の譲与了解書	○	×	×	1部	要	×

※1 「埋蔵文化財発掘の届出(文化財保護法第93条第1項規定)は、**着工の60日前までに提出してください。**

①別記2の5、工事概要には切土・盛土計画、建設予定建物の規模や基礎掘削深度について記入してください。

切土には、表土(耕作土)すき取りも含まれます。

②2部とも地籍図(字図)の写し、周辺地図、計画平面図、断面図(切土範囲・深度・基礎構造がわかるもの・地盤改良の概要図)を必ず添付してください。

※2 各書類の申請者、機関名・氏名、工事主体者は施主です。土地所有者は書類提出時点での所有者になります。施工責任者は建設工事等の施工者です。未定の場合は、「未定」と記載してください。

※3 遺跡の取扱いについて

- ・確認調査: 着工前に部分的な発掘調査を実施する。
- ・立会調査: 施工時の掘削に職員が立ち会い、必要に応じて記録作業を行う。
- ・慎重工事: 書類提出のみで、通常どおり施工する。

※4 遺跡の名称、種類等、ご不明な点は下記の連絡先にご連絡ください。

0957-53-4111(内線369)

※5 各書類の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

市ホームページのトップ『教育・文化・スポーツ』→『文化』→『埋蔵文化財』(ページ下段)「提出書類様式」

※6 遺跡の位置・範囲をインターネット上で確認できます(市ホームページからリンクしています)。

市ホームページのトップ『教育・文化・スポーツ』→『文化』→『埋蔵文化財』(ページ下段)「長崎県遺跡地図」